

第10回生駒市病院事業推進委員会会議録

2010年8月19日（木）

【稲葉病院建設課長】 それでは、定刻となりましたので、第10回の生駒市病院事業推進委員会を始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、事務局の方から報告が3点ございます。

1点が、委員さんのお手元に封筒に入れて配付させていただいておりますのは、先月この委員会で病院事業計画の諮問に対して答申をいただきました。その答申どおり病院事業計画を改定いたしましたものをお手元に配付させていただいております。資料としましては、諮問案と新しい改定の案の比較表をつけさせていただいております。

それから、2点目でございますが、これもお手元に配付させていただいております。前回第9回の会議録でございますが、過日各委員さんの方に調製いたしましたものを御意見をいただくということでお願いしておりました。委員の方からの御意見はございませんでしたが、事務局の方で数点ちょっと間違いとか、字が抜けておったという部分がございましたので、改めてそれを修正させていただきまして、本日確定版という形でお手元に配付しておりますので、前回各委員に案としてお渡ししたもののついては、処分をしていただきたいと思います。

それと、3点目でございますが、前々回、前回の方で、この委員会の方で市内の病院等と市との意見交換というものが必要ではないかという御提案をいただきました。これにつきまして、調整いたしました結果、市内の5病院プラス輪番病院の奈良西部と西奈良中央、計7病院と、それから医師会も入っていただいて、市の方と意見交換会を開催する運びとなりまして、本日各関係者に御案内をさせていただきました。日時と場所でございますが、9月3日金曜日午後2時から生駒セイセイビル4階のコミュニティセンター402から404の会議室で開催したいと思っております。公開で開催するという運びになっておりますので、御報告いたします。

事務局からの報告は以上でございます。

続きまして、それでは、審議案件に入っていただきたいと思いますので、委員長、よろしく願いいたします。

【関本委員長】 それでは、前回市長の方より8月中に答申を終わってほしいということで、今日と予備日がもう1日ございますが、なるべく本日で、遅くとも次回までには終わらせたいということで、皆様よろしく御協力お願いいたします。

前回、安部委員の方からの御提案で、次回までに、つまり本日までに、すべての基本協定書の内容を読んで、事前に質問あるいは意見がある場合は、事務局の方に出して、今日までに備えてほしいということがございましたので、それが、今資料10-1に反映されていると思います。ですので、この資料10-1に沿って審議を進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【関本委員長】 それでは、まず第6章から始めますが、第6章の第26条に関して南委員からの質問があって、それに事務局が見解等を述べておりますが、南委員、この見解、説明で特にそれ以上は意見とかございませんか。

【南委員】 いいえ。この事務局の見解というのを読ませていただいて、何を事務局の方が答えていただいているのか、私にはちょっと分かりにくいんですよ。私なりに解釈したこの分は、利用料金とか、手数料に関しては、この第244条の2第9号に基づいていろいろと設定をいたしますよという、そういうことでよろしいんですか。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 今、おっしゃったとおりでございまして、この第26条の部分につきましては、基本的には地方自治法で法律上の枠組みが決まっております。当然、公の施設の使用料という、一般的に言いましたら、分かりやすく言いましたら、コミュニティセンターの会議室の使用料とか、そういうものにつきましては、直接、市が処理をするわけですが、指定管理者制度ということになりますと、条例で、上限を決めまして、その以内の金額を指定管理者が定めるという形になっております。病院の場合の使用料といいますのは、主に診療報酬とかそういうものですから、これは厚生労働省の告示で決まっておりますので、条例でうたうとしたらそういうものを引用するだけになるかと思えます。それ以外ですと、駐車場の使用料とか、そういうものは市で独自に条例で定めまして、例えば、1時間内100円とか条例で決めて、ただ指定管理者がそれを90円にする、80円にする、以内にすることは可能でございします。同じ100円にするということも可能でございしますけど、条例で定まった以上には取れないということでございます。

あと、手数料につきましては、地方自治法上の指定管理者制度では、指定管理者が独自に自分の収入とすることはできないわけございまして、市の公金として一たん指定管理者が仮に受け取っていただいて、それを市に納付していただくというような仕組みになっておるということでございます。

お分かりいただけましたでしょうか。

【南委員】 はい、今の第26条の件に関しては分かりました。

また、後ほど第27条第3項の件に関してちょっと疑問を持っておりますので、それはその時点で御質問させていただきます。

【関本委員長】 第26条は、南委員の方から今の説明で了解したということですが、ほかの委員から意見はございますでしょうか。

特にないようですので、次、第27条に進んでまいります。

梅川委員から、手数料の具体的内容を教えていただきたいという質問と、さらに南委員からは第3項は何を言おうとしているのか分からない。理解しやすい表現になるとどうということかということで、事務局から再度説明がございましたが、梅川委員、南委員、この説明でいかがでしょうか。

梅川委員。

【梅川委員】 回答の中の、利用料金は診療費と書いておられるの、これは診療報酬と考えていいのですか。それと、一時受け取り金額と。両方を指してるわけですね。

事務局の見解の2行目に「利用料金は診療費、差額ベッド代」とありますよね。そこから、これは、窓口で受け取る金額が該当するんかどうか。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 ちょっと紛らわしい見解ということで申しわけございません。これは、今梅川委員がおっしゃるように診療報酬でございますので、窓口での自己負担分プラス診療報酬基金からの交付される部分も含めてということでございます。

【関本委員長】 梅川委員、いかがですか。

【梅川委員】 はい、了解です。

【関本委員長】 南委員は。

【南委員】 先ほどから、事務局の説明を聞いて理解はできたんですけども、ほばこういうふうに市民として理解をして間違いはないんでしょうか。乙が、手数料として患者様から徴収した各種証明書、診断書類の発行料金は、一時甲に納めて、それを甲から乙に委託料としてお渡しをすると。だから、一応、一たん市に納めて、そして、それをそのまま委託料として乙に渡します。そういうことを言おうとしたわけですね。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 そのとおりでございますして、実際に手数料というんですか、証明書を発行したり、そういう手数料とかは、指定管理者側がいたします。ただ、その手数料が、指定管理者が直接収受、自分の収入とすることは制度上できませんので、一たん市の公金として市の会計へ納めていただいて、指定管理者が仮受けをして、受けていただいて、その同じ分を委託料として指定管理者にお支払いするということでございます。

【南委員】 分かりました。

【関本委員長】 それでは、第27条に対して、ほかの委員から質問あるいは御意見はございますでしょうか。

特にないようですので、次、第29条にまいりたいと思います。これは、山上委員からの意見、御提案ということで、山上委員の方から、どういう趣旨でこの御提案があったのか、説明していただけるでしょうか。

【山上委員】 第29条の中に、供託金というのを考えてみたんですけども、これは、最初にある程度の金額を納めておいていただいて、万が一、指定管理を行った組織がなくなってしまったときに、対応できるのではと思ひまして、こういう供託金というものを最初にいただいではどうかと思ひました。

要するに、訴える訴訟となっても、相手がいなくなれば、それはもう訴訟が継続できないということになりますので、そういう場合に対応できるような方法を考えたということで、市の方でこれは指定管理者を募集したときには言っていなかったもので、後出しじゃんけんになるんじゃないかという御回答をいただいているんですけども、後出しじゃんけんになっても、万が一のときは、負けてしまったら、罰ゲームをするのは市民ですので、どんな場合でも対応できるような策はないかと思ひまして、これを

提案させていただきました。

また、この運営主体の募集ですけども、市の方では、事業計画がない段階で募集をされたということですけども、新たにこの事業計画ができたということで、再募集というようなことは考えておられないんですか。

【関本委員長】 今のは質問ですよ。

【山上委員】 これは質問です。

【関本委員長】 事務局あるいは市長の方から回答できますか。
市長、お願いします。

【山下市長】 以前した公募の手續に特に瑕疵やそういう問題はございませんので、再公募ということは考えてございません。

【関本委員長】 市長の方から再公募は考えてないということですが、山上委員、それを受けていかがですか。

【山上委員】 やはり、私の意見としては、事業計画をしっかり立てた上での公募というのが必要であったのではないかと思います。これについてはまた議会の方で御議論されると思いますので、おいておきますけれども。

それと、もう1つ、先ほど言いました万が一、指定管理を受けた団体がなくなってしまった場合に対しては、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

【関本委員長】 市長、お願いします。

【山下市長】 要するに、将来発生すべき損害賠償の賠償金をあらかじめ担保として積んでおくというような御趣旨でおっしゃっておられるのでしょうか。

【山上委員】 はい。

【山下市長】 その趣旨ということ自体は分からないではないんですけども、一般的に本市がいろんな公共施設の管理を指定管理者にお願いをしているんですけども、本市においても他市においても余りそういった話自体は、これまでそういう例があるということは聞いてないんですけども、今回当然、その指定管理者候補者、今念頭に置いている指定管理者候補者は、日本最大の医療法人でもありますので、そういう意味で、そういった法人が消滅するということを前提として、あらかじめ損害賠償の担保を得ておくということの必要性といったことについては認識をしておりますし、損害賠償として一番考えられるのは、医療事故の際の賠償金でございますけれども、これについては、基本的に指定管理者候補者、指定管理者が負担をし、かつそのために医師賠償責任保険にも、その指定管理者が加入者として保険に入ってくださいまして、そういったことを考えますと、特段はそういった必要性も乏しいのではないかなと、そのように認識をしておりますし、あと、もう1点つけ加えるならば、やはり、既に、公募の際のさまざまな条件に対して、それに同意をして申し込んだということで、一定意思の合致がそこでできておりまして、民法上一定の契約が成

立しているという関係になろうかと思っておりますので、新たにこういうことを言う場合は、もちろん相手方がオーケーすれば、それはもちろん可能なわけでございますけれども、余り一般に指定管理者制度を採用している病院というのはほかにもございますけれども、こういった例を聞いたことがございませんし、また先ほど申し上げましたとおり、余りその必要性も感じられませんので、現時点では市としては考えておりません。

【関本委員長】 山上委員、今の回答でいかがですか。

【山上委員】 納得はしがたいです。やはり、最悪の事態を考えていくというのが行政の立場かと思っておりますので、私なりにない知恵を絞って考えたので、これぐらいしか方法は実際ないんじゃないかと、万が一があったときにですね。ほかに方法はないんじゃないかと思えます。何かいい方法があれば、市長は絶対大丈夫というふうにおっしゃいましたけれども、この医療、経済状況、私も経済のことは余り分かりませんが、経済情勢の中で市民病院を造るということですので、非常に危険性を伴うということで、そのリスク管理というのはやはり大事なところではないかと思えます。何かいい方法があればほかにまた考えていただけたらいいかと思えます。

あと、第2項のこの、供託金に関しまして、市としては考えておられないということですが、それと、指定管理者の負担金ですね、これは3年目にするというのは答申では出ていたんです。3年目以降ということで答申は出ていたんですが、一応、計画自体まだできておりませんでしたので、一応、もらえるものなら早目にもらった方がいいんじゃないかということで、入れさせてもらいます。3年目ということで、答申、計画がもう出ていますので、それはもう協定書に3年目から支払うものとするという項目をつけ加えてはどうかと思えます。

【関本委員長】 山上委員は、第29条の第1項に関しては、これでよいということでしょうか。あるいは、さらに何かまだ変えるべきだという御意見でしょうか。

【山上委員】 先ほど申しましたように、万が一のときに対する対応というのも、これぐらいしかないとは思っているんですけども、市としてまた何か考えていただけるのでしたら、それに委ねても問題はないかと思えます。

【関本委員長】 ということは、第1項はこのままでもとりあえずはよいと。

【山上委員】 そうですね。

【関本委員長】 それでは、第2項のことですが、「当初3年間相当額とし、」というものを入れるべきだという御意見だと思いますけれど、それでいいですか。

【山上委員】 供託金に関しては、取らないということでしたら、この項目は削除していただいて、「負担金を3年目から」という言葉を今後入れるべきではないかと思うんですけども。

【関本委員長】 「負担金は3年目から」という言葉を入れるべきだと。

【山上委員】 「減価償却相当額とし、指定管理を受けた３年目から支払うものとする」と。

【関本委員長】 それでしたら、ここに書いてある指定管理を受けた年度からというのは、３年目からということでもいいですか。

【山上委員】 そうですね。計画案、計画がそういうふうに今見せていただいたらなっていましたので。

【関本委員長】 これは、事務局のミスプリントということでしょうか。山上委員の意見として受けた年度からというふうに書いて……。

【山上委員】 いえ、私これを出した時点ではまだ計画が……、これをまだいただいてませんでしたので、変更できるんでしたら、最初から負担金をいただいたらどうかと思ったんですけども。一応、計画が３年度からと決定されてますので、それでしたら、その「３年目からもらう」というような文言を入れたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【関本委員長】 山上委員から、「３年目から」という言葉を入れてはどうかという御意見ですが、ほかの委員から山上委員の意見に対して何かありますでしょうか。

特にないようですので、こういう場合は決をとるのでしょうか。

事務局、何か意見ありますか。

はい、市長。

【山下市長】 公募の際の条件といたしましては、開院後、一定時期から指定管理者負担金を納付してくださいということになっておりまして、その一定の時期というのは、病院経営が要するに黒字になって、その指定管理者負担金を払えるだけの収益が上がってきた段階ということで一定の時期というふうに公募の際に書いたわけございまして、今の今後１０年間における病院事業の収支の見通しというところで、開院３年目ぐらいからそれぐらい払えるだろうということで考えておりまして、それを協定書に盛り込むということについては、今後、徳洲会といいますか、指定管理者として決まったところとの協議事項として協議をしてまいりたいと、そういうふうに考えておりますので、市もこちら側の案として、入れる入れないということとはともかくとして、今後そういったことについて協議はしてまいりたいとは思っております。

【関本委員長】 今の市長の説明で山上委員、いかがですか。

【山上委員】 それでしたら、協定書よりも上にあるこの事業計画の中にはきっちり３年目からというふうに規定されてますので、それだから、協定書はその下に位置するわけだから必要ないとおっしゃられればそれでも結構ですが、一応、本来なら、協定書にも入っていればすっきりするのではないかと思いますけれど。

【山下市長】 ですから、今山上委員がおっしゃったように、この病院事業計画について、そのようにはっきり明記しておりますので、協定書に書いてなくても市としては効力を持っているというふうに考えておりますので、あえて盛り込む必要はないか

なと思いますが、先ほども申しましたように、今後指定管理者との協議事項としてまいりたいと、そういうふうに思っております。

【山上委員】 協議していただくことはいいんですけれども、やはり、事業計画にのっとったことでないと、内容にならないと、協議する意味がないというか、事業計画を作った意味がありませんので、それにはちゃんと従ってやっていただきたいと思います。

【関本委員長】 それでは、第29条の今の山上委員の意見に対して、ほかの委員から何かございますでしょうか。

谷口委員。

【谷口委員】 事業計画には、3年目、特に10カ年事業収支計画で3年目から支払うということになっておりますけど、だから、協定書の中に「3年」と入れることにぼくもやぶさかじゃないと思いますが、2年目から利益が出たから2年目から払っていただくということもあり得るわけ。別に3年としておきますと、それは、どうしても3年なんです。年度計画をちゃんと1年ごと話し合うということになっているから、一番最悪でも3年目からは払いますよという歯どめが事業計画でできているので、協定書の方にわざわざ3年目からと入れなくても、ぼくは差しさわりのないだろうと。むしろ、2年目から利益が出たから2年目から払うとおっしゃっていただければそれにこしたことはないんだと、こういうふうに思います。

【関本委員長】 谷口委員の方から、事業計画書には「3年目」と書いてあるので、あえて入れる必要はないという御意見だと思いますが、ほかの委員から何か意見ございますでしょうか。

特になさそうなので、これはそのままでいいということで、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関本委員長】 それでしたら、次にまいりたいと思います。

【井上委員】 ちょっと待ってください。第29条で確認したいことがあります。

この第29条の負担金の額、年度協定で定めるものとするというふうに書いているんですけれども、これは当初、減価償却費相当ということで1億8,000万と言われた分ですね。これは毎年変動する可能性があるということなのか、その辺説明をいただきたいと思います。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 当然、減価償却費相当分というのは、施設が竣工後でないとはっきりとした数字は出ません。それと、39年で減価償却期間になっておりますが、そのうち設備関係は15年の減価償却期間になっております。ですから、最初の15年が相当額が大きくなりまして、16年目以降は躯体部分というんですか、ほとんどその躯体部分だけの償却金額になると思いますので、当然、何も手を加えなければ1

5年までと16年以降というのは金額が変わってくるということになると思います。

【関本委員長】 井上委員、今の説明でどうですか。

【井上委員】 ちょっと分かりにくいんですけども、では、これは毎年度の協定で定めるものというのは、額がその都度1億8000万なり、7,000万なり、5,000万なりとかそういうふうな意味を指してないということですか。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 そうでございます。だから、この協定で減価償却相当分ということにしておりますので、年度協定で、15年までは同じになりますけど、例えば、1億8,000万なり2億ということを市が請求してから何日以内に支払いなさいよとか、そういうのを年度協定を結ぶということでございます。各年度に金額がごろごろ変わるということではございません。

【井上委員】 了解しました。

【関本委員長】 それでは、第6章はこれで終わりたいと思います。

次、第7章にまいります。第7章は、これは第30条、大澤委員からの意見で第30条の前に甲が協定違反を起こした場合の乙の損害賠償請求のことが漏れているのではないかと。それですので、次の1条を加えるべきである。「甲または乙は相手方が本協定に違反したことにより損害が発生したと認められるときは、相手方に対し損害賠償請求をすることができる」と、この1条を加えるべきだという御意見ですが、大澤委員、御説明をお願いします。

【大澤委員】 資料にあります損害賠償請求の第30条というのは、「乙は」ということで、乙が何か損害を与えたときの損害賠償請求しか書いてないので、甲がそういう場合もあり得るわけで、委託料、補助金相当額が協定どおり支払われないとか、そういう事態も起こり得る可能性はあるので、一方的に乙だけにそういう義務を負わせるのではなくて、甲乙両方の協定になりますので、甲が協定違反をおかす場合のこともそこに盛り込むべきやと思います。

市の方の回答というのは、民法上当然のことやから書いてませんということなんですけども、それはないでしょうという。それやったら、この第30条は要らないということになりますし、その後の3行目の後半のところからは何か意味不明なことが書いてあって、また甲から乙に対する損害賠償請求のことが、ここにある第30条のことがまた言っておるんで、その反対のことが書いてないよということを指摘してるんですが、それに対する回答がありません。

【関本委員長】 今の大澤委員の意見に対して、ほかの委員から御意見はありますでしょうか。

大澤委員の意見に支持される方いらっしゃいますか。

山上委員。

【山上委員】 大澤委員のおっしゃるように、元々そんなことは当たり前やというこ

とやったら、こんな協定書を作る必要はありません。協定書の体をなすにはやはり、今大澤委員が言っていた方がいいと思います。

【関本委員長】 事務局、これを入れることに何か問題がありますか。
市長。

【山下市長】 事務局というか、市側の回答としてはここに書いてあるとおり、当然、損害賠償請求というのは、甲が乙に対して損害賠償する場合もあれば、乙が甲に対して損害賠償する場合もあるし、それはその協定書で具体的にそういう場合を想定した文言があるにかかわらず、当然民法上そういう損害賠償請求の権利とか義務が発生するわけでございまして、あえて第30条で乙の損害賠償義務だけ書いているのは、甲は乙に施設設備を貸与といいますか、使用させるわけでございまして、可能性としては、乙がそういう施設設備等を損傷したり、滅失させて、甲に損害を与える場合ということの方が一般的にはそういう自体が発生する可能性が高いわけでございまして、したがって、乙から甲に対する損害賠償についてのみ規定しているわけでございしますが、ただ、もちろん民法上の当然の権利として甲が乙に対して損害賠償義務を負う可能性もあるわけですから、書くこと自体はやぶさかではないんですが、交渉事といたしまして、これをもとにこれからもうちょっと交渉するわけですね。だから、我々の腹づもりとしたら、相手方の方から、甲が乙に対して損害賠償義務を負う場合のことも規定してほしいと言われれば、バランスとして入れるということは、今後、交渉裁量としてあるかと思いますが、市が提案する原案としては、こういった形でもいいのではないのかなと。

当然、相手との交渉の中で、落ちつくべきところに落ちついていくわけでございすけれども、市側、すなわち甲が作る原案としては、こういう片面的な記載であってもそれはいいのではないかなというふうに考えております。

【関本委員長】 市長からの回答はこのようなものであり、それでは、大澤委員からの意見である甲が協定違反を起こした場合の乙の損害賠償請求のことを文言として入れるべきだと思えの委員は挙手をお願いします。
はい、どうぞ。

【大澤委員】 市長の説明によりますと、乙のその損害を犯すというのは、器物損壊みたいなことだけしかここにうたわれてないんです。後の8ページのところの不可抗力による指定の取り消しのところにも第39条第3項のところですね。こういう事業ができなかった場合の損害損失に関しても請求するような、損害賠償請求することが書いてありますので、こういう狭い意味だけのものでは、損害賠償請求義務というのは、そういう狭いだけのものに対してではなくて、やはり協定違反、協定に書いてあることが履行できなかったことに対する損害賠償請求、甲も乙も同等の権利を持っていると思いますので、乙だけにそれを課してしまうというのは、アンバランスな協定書ということになると思います。

【関本委員長】 先ほども大澤委員から、それでは甲が協定違反を起こす場合というのはどういう場合かというのに関してちょっと御説明がありましたが、もう一度具体的にどういう場合が考えられるのかをおっしゃっていただきたいと思います。

【大澤委員】 この協定書の中で、甲がするべきことというのはいろいろ書いてありますので、それに対して違反があった場合の損害賠償請求ということになりますけども、端的に言えば、第27条のところの第3項、「甲は手数料に相当する額を委託料として乙に支払う」と書いてありますので、それが支払われなかったり、一部足らなかったり、それから第28条の第1項のところに、「交付された補助金相当額を乙に交付する」と。何らかの事情で、それが全額交付できなかったりしたときの損害賠償請求は、乙にもそれができるという可能性もありますので、そういうことをやはりうたっておかないと、何が起こるか分からないので、基本協定書ですので、そういうことはきっちり書いておかないと、アンバランスになると思います。

【関本委員長】 大澤委員の方から具体的な例として、例えば、手数料を乙に支払わないとか、交付金を支払わない、そういう場合が挙げられましたが、それでは、このような大澤委員の意見を踏まえて……。

【山下市長】 ちょっと、委員長よろしい。

大変専門的な、法律的な話になって恐縮なんですけど、市が協定で指定管理者との間で約束したお金を支払わない場合というのは、それは、損害賠償とは言わないんです。法律上、それは契約に基づく義務を履行しないということでございますので、例えば、売買契約をして商品を渡したのに代金を払わないというような場合は、これは損害賠償請求とは言わずに、売買契約に基づく代金請求権というような形になりますので、市が契約に基づいて払わないものを乙が甲に請求するに当たって、それを損害賠償という表現をするのは、民法との整合性を欠きますので、ちょっとその辺はいかなものかというふうに考えます。

【関本委員長】 井上委員。

【井上委員】 大澤委員にちょっとお聞きしたいんですけれども、今、大澤委員が想定された市側の事案というものは具体的に第27条、第28条に挙げられるものということと言われたんですけど、恐らく、これ乙側の協定違反というのは、恐らく今現在想定されていないものも含めての多分違反があると思うんです。要するに、この協定書内、あるいは事業計画の中で想定されてない違反もあるんじゃないかと。そういう意味での縛りじゃないかと思うんですけれども、ここに書いている以外で乙が違反をする、乙が協定違反をしたときに甲に払うということでしょう。ですから、その第27条、第28条以外に何か想定されるものというのはあるのでしょうか。

【関本委員長】 大澤委員。

【大澤委員】 これ第30条というのは、乙が甲にそういう損害賠償を支払うということで、その反対はないということ。協定ですので、協定違反というのはやはり起こる可能性はあるので、具体的にと言われても、今、ぱっと探ただけですが、一番最後のところのリスク分担に対する基本的な方針というのが11ページのところにありますけども、ここにも一番最初に債務不履行というのがあって、甲が協定内容を不履行というのが書いてあるんです。そういう場合が当たると思うんですけども、だからやはり書いておかないといけない。損害じゃないと言われるんですけども、そういう補助金とかがきっちり払われなくて、指定管理者の方が従業員の方に給料を払えない、

これは損害になると思うんですけどね。こんな細かいことをごちゃごちゃ言うても仕方がないんだけど、基本協定書というのは大きな意味でそういう縛りをかけておかないと、片方だけ縛ってしまっても仕方がないんで、両方に縛りをかけておかないといけないと思っています。

【関本委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 第7章の損害賠償の第30条は、明らかに故意または過失による施設の損傷に対してという、物損に対する甲乙の関係を書いているわけですね。大澤委員がおっしゃる「甲乙平等に」という文言は、僕は第3条の信義則、「甲及び乙は互いに協力し、信義を重んじ、対等の関係でもってこの協定を誠実に履行しなければならない」という意味の中にそういうものが全部含まれていると。あえて、この第30条に甲の賠償の責任というものを入れる必要は全くないと。もし、どうしても入れるということになりますと、これは全く第7章そのものの文言というか、内容が全部変わっちゃうということになると思います。

それともう1つ、甲というのは、確かに行政でありますし、その行政の首長たる市長が民間医療関係者との協定をするんですけども、実はこの甲というのは市民そのものなんですね。だって、市の税金ですべてのことをやるわけですから。だから、そういう意味におきまして、「市民病院」という名前もつけることでもありますし、それから、市民があえて自分たちの病院を害するような、損害を及ぼすようなことをやるということは、これは天に唾をするようなものですから、そういうことはあり得ないということで考えますと、第3条の信義則においてそういうものは全部言われているんだらうと、こういうふうに思います。

【関本委員長】 ほかの委員、大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 あくまでもこの協定書では甲は生駒市、市民ではないんです。生駒市なんです。行政の方というのはやはり口約束では違ってしまうことがたびたびありますので、今までの経験から文章化しておかないと、担当者がかかわってしまうということだって、市長さんも次ずっと市長をされるか分かりませんから、かわられたときに、そういう文書がないのと、口約束だけでそういうふうになってるんだということになっていても分かりませんので、やはり文章として残しておくべきことで、ここの第30条のところは物損だけのことを書いてあるんですけども、これだけにとどまらず、全般的なことでの損害賠償ということで、やはりちゃんと甲乙両方平等に書いておくべきだと思います。

【関本委員長】 南委員。

【南委員】 先ほど大澤委員がおっしゃられましたように、別表の債務不履行に関して、甲が協定内容不履行であった場合には、リスク分担は甲がするというふうにちゃんと表で明示されてますから、これで今大澤委員がおっしゃってることは言い尽くされているんじゃないでしょうか。

【関本委員長】 大澤委員、いかがですか。

【大澤委員】 それであれば、乙のことも書いてありますので、この第30条は要らないと思いますね。外すんなら外してしまってもいいんですけども。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 先ほども言いましたように、この第30条があってもなくても、民法上の損害賠償義務というのは、甲にも乙にも発生し得るので、大澤委員の方が「甲乙のバランスをとれ」というふうにおっしゃるのであれば、第30条は削除しても結構です。そういった形でバランスをとりたいと思います。

【関本委員長】 市長の方からは、第30条そのものを削除してバランスをとりたいということですが、大澤委員、それでよろしいでしょうか。

【大澤委員】 私としては、今、ここの事務局が出してきている第30条を削って、私が出している第〇条の文言にかえていただいたら、一番すっきりすると思いますけども。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 ただ、大澤委員のこの第〇条という条文は、甲や乙が相手方に損害賠償義務を負う場合は、協定違反の場合に限らないと思うんです。例えば、故意、過失に基づいて何らかの損害を与えた場合には、仮にその契約に書いてないことであっても双方損害賠償義務を負担する場合というのはございますので、「甲または乙が相手方が本協定に違反したことにより」というふうな表現は逆にいかがなものかというふうに思いますし、一般的に「甲または乙が故意または過失により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害賠償請求することができる」というような表現にするのであれば、まさに法律と同じ規定になりますので、あえて規定するまでもないかなというふうに思っております。

つまり、第30条の意味というのは、乙が甲に対して一般的に負っている損害賠償義務のうち、施設設備を貸与することによって、そういう損害を与える可能性が高い、十分考えられるので、それをただ単に注意的に規定したというだけにすぎない条文でございまして、一般的な損害賠償義務というのは、何度も申し上げますが、第30条があろうとなかろうと、相互に負っておりますので、もしこの第〇号ということはどうしても入れたいということであれば、むしろ「相手側の本協定に違反したことにより」というところを変えていただかないと、ちょっと法律との整合性を欠くと言わざるを得ないと思います。

【関本委員長】 大澤委員、今、市長の方から、「本協定に違反したことにより」という文言はそぐわないということですが、いかがですか。

【大澤委員】 そうは思わないとしか言いようがないので、それは何か詭弁じゃないですか、市長さん。

【関本委員長】 それでは、意見は出尽くしたようなので、ここで決をとりたいと思います。

大澤委員の意見は、第30条のかわりに、ここに第〇条と書いてある「甲または乙は相手方が本協定に違反したことにより損害が発生したと認められるときは相手方に対し損害賠償請求をすることができる」という文言に置きかえたいということですが、この御意見に賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【関本委員長】 4名。それでは、反対の方、挙手をお願いします。

(反対者挙手)

【関本委員長】 4名。それでは、私の意見となりますが、とりあえず、私はこのままということで、そちらを支持したいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次、第32条にまいりたいと思います。

谷口委員からの質問で、第1項に対する質問ですが、それに対する回答で、谷口委員、これでよろしいでしょうか。

【谷口委員】 はい、これで結構です。

【関本委員長】 ほかの委員から御意見ありますか。

【谷口委員】 これで結構ですが、市の方の回答の中で、一番最後の医療機器等の火災保険は当然、指定管理者が加入するものと考えていますと書いてありますが、これは医療継続の観点から、考えているんじゃないかと、確認をしていただく必要があると思います。

【関本委員長】 事務局、谷口委員からの意見に対して何かございますか。

谷口委員の意見は、加入するというふうにつけ加えるべきだという御意見でしょうか。

【谷口委員】 いや、医療機器に対する火災保険がこの第32条の火災保険の中に入っているんですかということをお尋ねしたわけです。それは入っていないという回答なんです。当然、それは医療機器は指定管理者がみずから設備するものだからそれで結構なんですけれども、一たん設置された医療機器が病院の機能に非常に重要なものだから、それに対する火災保険が乙によって加入されていることについては、「思います」じゃなくて、あるいは「考えます」じゃなくて、これは今ここで言っている問題じゃなくて実際の運用に当たっては、確認をしていただく事項ですねと、こう言うてるわけです。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 そのようにさせていただきます。

【谷口委員】 ありがとうございます。それで結構です。

【関本委員長】 それでは次、第7章は終わりました、次の第8章にまいります、第35条も谷口委員からの意見ということで、「甲または甲が指定する者に対して適正な価格により」を「甲または甲が指定する者に対して適正な価格または無償で」に改めてはどうか、これは事務局の方より、「適正な価格の中には、無償も含まれると考えます」ということなのですが、これでよろしいですか。

【谷口委員】 この件に関しては、私自身も「適正な価格の中に無償も含まれるのであれば不要であります」と書いてあります。問題は、そういう見解であれば、この議事録の中に、適正な価格の中には無償も含まれるという議事録を残していただくようお願いします。

【関本委員長】 それでは、議事録としては残ると思いますので、以上で35条は終わりたいと思います。

【井上委員】 済みません、ちょっと第34条で。

【関本委員長】 井上委員。

【井上委員】 第34条で指定管理者を取り消されたときに、施設等を速やかに原状にというのがあるんですけども、これ速やかにというのは、どの程度の期間を想定されていますか。

【関本委員長】 事務局、回答できますか。

【稲葉病院建設課長】 現在、どれぐらいの期間ということではちょっと回答は難しいと思いますが、例えば、取り消されたということになりますと、次の指定管理者を当然、探す必要がございますけれど、ただ、新たな指定管理者を探すまでは猶予するというのではないというふうに考えておりますので、ただ、原状に復するものによりましては、新たな指定管理者側がそのまま使いたいということもあろうかと思しますので、その辺はちょっと今ははっきりという形で返答できるものというのはございません。よろしくお願いします。

【井上委員】 そうであれば、例えば、50日とか、3カ月とか、一応期限を切って、双方の協議の結果という部分を入れたらいかがでしょうか。例えば、この第23条でこの報告書なんかは取り消された日から30日以内に甲に提出というのが入っているんですよね、はっきりと日にちが。指定管理者取り消しというのは、すなわち事業の中止ということでしょう。病院事業がもう中止してしまうということでしょう。そして、これ、速やかにという形じゃなくて、やはり一定の日にちをきちっと一たん切って、その上で「必要があるときには協議の結果」というのを入れるべきじゃないでしょうか。

【関本委員長】 井上委員、今から具体的にこの文言がどうあるべきかということ、今この場で御提案いただけるでしょうか。

【井上委員】　それが適切な日にちというのが、専門家じゃないから分からないんですけども、多分、50日になるのか、あるいは3カ月程度になるのかぐらいかなというふうには思えるんですけども、これ、要するに、「速やかに」というのは、やっぱりある一定の期間を想定して書かれていると思うんです。それが何日間というのは、私も分からないので、それをはっきりさせていただきたいと思います。

【関本委員長】　多分、事務局の方でも、それは分からないので、書きようがないのでこうなっているのかなと思うのですが、事務局、どうぞ。

【稲葉病院建設課長】　例えば、この第34条の中で、取り消しの原因としての第38条の第1項でございますが、これは相手側が要は取り消しを返上するというところでございますが、ただし、この場合でも次の指定管理者が決まるまでは、本業務を引き続き行うという協定になっておりますので、だから、その場合には取り消しの日というものとその速やかに撤去というところが、なかなか難しい部分がございますので、今ここで何日以内ということをこの協定できちっとうたっておくというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

【井上委員】　それじゃ、協定書には「速やかに」というのを書くだけ書いて、日にちはいつまでもいいというふうに解釈できますけど、それでいいんですか。

【関本委員長】　井上委員、みんな何日と書くのが恐らく難しいので、こういうふうになっていると思うので、ただ、井上委員の方からこういう具体的に50日と書くべきだと、こういう文言で50日と書くべきだという御提案がありましたら、それを審議する方が……。

【井上委員】　だから、むしろ、その50日ぐらいでできるのであれば、50日と一たん書いて、その後、できない場合には両者協議の上、決定すると。その項目を足せば、それで済むんじゃないかと思うんですが。

【関本委員長】　ここでちょっと紙にでも書いて御提案いただけたら、事務局の方にコピーに行っていていただいて、それで皆さんに回して審議いたしますので。

谷口委員。

【谷口委員】　井上委員にお聞きしたいんですが、この文言に何日というふうにどうしても入れなきゃいかんでしょうかね。

【井上委員】　はい。

【谷口委員】　というのは、病院は指定管理者が指定を取り消された場合においても、継続的に新しい指定管理者を探して、継続的にやっていくというのが本来の趣旨ですわね。ですから、ある意味では、原状復帰義務というのは、これは賃貸契約に必ず、特にビジネスの場合はあるんですけども、原状復帰を余り早くやってもらおうと、次の指定管理者が決まるまでに原状復帰しますと、新たにまた投資をしないかんということもあり得ることだと思うので、僕はこういうあいまいな言葉の方が、双方にとっていいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【関本委員長】 井上委員。

【井上委員】 指定管理者を取り消される、第38条の第1項じゃなくて、要するに協定違反等をした場合に取り消された場合に、要するに非常識なことをするから取り消される、そういう非常識な相手に対して、速やかにと、きちっとしておかないと。

【関本委員長】 趣旨は分かるんですが、この審議は時間も限られてますので、やはり具体的な提案がないと、俎上にのらないということになりますので、申しわけないですが、今……。

【井上委員】 そしたら次回まで。

【関本委員長】 市長。

【山下市長】 最悪のケースを想定してという、そういう御趣旨で御発言いただいていると思うんですけども、ここで指定管理の取り消し、あるいは、期間を定めての業務の全部もしくは一部の停止というのは、具体的に言うと3つのケースを想定しているわけです。1つは第38条の1項ですから、これは、要するに次の指定管理者に引き継ぐことが前提の場合でございます。第38条の1項は。ですから、谷口委員がおっしゃっていただいたように、この場合に関しては、例えば、医療機器とか、そういったものを新しい指定管理者が全部古いのを使わずに、新しい自分のものを持ってくるという場合には、原状回復の必要性が生じますけれども、現在ある施設、設備、医療機器等をそのまま使って新しい指定管理者が病院経営、運営をする場合には、そもそも原状回復の義務がないということになるわけでございます、それはただし書きで書いてあるわけです。

先ほど、谷口委員がおっしゃられたように、そういう場合には、そもそも速やかに撤去する必要がある場合もあるということと、あと第39条の場合は不可抗力ですから、例えば、地震等で建物の使用にたえないぐらいに建物が倒壊したような場合というのは、そういう場合はそもそも営業自体が継続困難になるというふうに思いますので、早急にその営業を再開するということができせんので、原状回復といってもそれほど急ぐ必要はないのかなというふうに思います。

第37条の第1項の場合は、井上委員がおっしゃったように、指定管理者側にかんがりの落ち度というか、問題があって、市側が一方的に指定管理を取り消したり、業務停止を命ずる場合ですので、こういった場合には確かに速やかに撤去をしていただかなければいけないということになるわけでございますが。ただ、先ほど委員長もおっしゃられましたように、その辺、はっきりとした期間を定めるというのは、なかなか現実的ではないわけですし、もし、指定管理者を取り消す際には、取り消しの通告文書の中で、いついつまでにといったことの具体的な状況にかんがみて、そういった通告をするというふうに思いますので、ここについては、そこまで細かく規定せずともいいんじゃないかなというふうに思いますので、御理解をいただけないでしょうか。

【関本委員長】 井上委員、いかがですか。

【井上委員】 通告の中で、その何日までというのを入れるというのであれば、それ

が効力を発揮するというのであれば、それはそれで結構かとは思いますが、どうもこの「速やかに」というのが、事務局も分からないというふうな書き方ですから、果たしてそれでいいのかなというふうに。その辺はやはりそのように感じるんですけども、それが効力を発揮するというのであれば、それはそれで結構だと思います。

【関本委員長】 そしたら、いろんなケースがあって、一律に日にちを決めるのは難しいということで井上委員にも御理解いただいたということで、よろしいですか。

それでは、第34条は終わりました、第9章ですね。第37条にまいります。

梅川委員からの御意見で、第1項に次の1号を入れるべきだと考える。「乙が医療関係法規に反する行為がなされたとき」というのを入れるべきだという御意見なんです、それに対して事務局より御回答がその横に書いてございます。

梅川委員、これでいかがでしょうか。

【梅川委員】 第37条に、地方自治法第何条によりというふうに書いてある。これは行政が指定管理者として入れておくかということですね。だけど、病院というのは、こういうふうな健康保険法、医師法、医療法、それを当然守るという、当然のことなんです。だから、それをなぜ入れられないのかということが不思議で、当然地方自治法並びに医療法、医師法、あるいは健康保険法等、それは指定管理者の守る義務ですね。だから、それを何で入れずに、第37条第1項第4号ですか。「乙が著しく市民の信頼を損なう行為など、指定管理者としての適性を欠くと甲が認めたとき。」というふうな、これですべて解釈されということで書いておられます。だから、地方自治法と、医療法、医師法、健康保険法、どちらが病院にとって大きいかという問題じゃないかなと思う。あえてそれを入れるべきだと考えます。

【関本委員長】 梅川委員より、多分、もう分かりきったことなので入れてないということなんだろうが、やはりそれでも入れておいた方がいいのではないかと御意見だと思いますが、大澤委員の方からは、適性を欠くということで、具体的にどのような行為かということで、大澤委員御自身から具体例が挙がっていますが、これは。

【大澤委員】 具体的なものは入れる必要は何もないんですけども、第1項の第4号のところに、「乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適性を欠くと甲が認めたとき」ということで、「指定管理者としての適性を欠く」というのはどの程度のものを市は想定されておるのかということで、それで、具体例をそこに4つほど挙げさせてもらっております。

1番目、基準看護の不正受給があり、返還命令及び行政処分を受けた場合、または詐欺罪で地検に刑事告発された場合、こういう場合は適性を欠くとみなすのかどうか。

それから2番目、療養担当規則に違反し、診療報酬の不正請求があった場合。

それから、3つ目が脱税行為があった場合。

それから、4つ目が選挙活動に絡み、背任罪で告発された場合。

こういうのは、市としては適性を欠くと判断されるのかということで聞いておるんですけども、市の回答ははぐらかされてしまって、「当該事実確認を十分に行い、適正に判断させていただくものです。」ということで、そこに事実を載せてあるんですけども、回答されてないんで、これ1つ1つ適性を欠くのか、欠かないのか、どう判断するのかちょっとお聞きしたいんですけども。

【関本委員長】 市長、お願いします。

【山下市長】 まず最初に、梅川委員の御質問に対してお答えさせていただきますが、この第37条の「地方自治法第244条の2第11項の規定により」というのは、これは指定管理者の指定を取り消す場合についての地方自治法の条文でございまして、この地方自治法第244条の2の第11項に指定管理者を取り消す場合の具体的な非違行為というものを列挙されている、例えば、医療法人の場合にこれこれこうだというふうに書いてあるわけではなくて、一般的に取り消し得る場合というのを規定しているだけでございますので、まず、その地方自治法と医療関係法規の違反というのを比較するというのは、ちょっと次元が違うかなというふうに思っております。

それから、梅川委員の御質問、それから大澤委員の御質問について、共通なんですけれども、当然、医療関係法規にとどまらず、すべての法令を遵守するというのは、これは当然のことでございます。ですから、そういう意味で、第37条第1項第4号の、著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適性を欠くというものに該当し得る行為であるというふうに思います。ただ、しかしながら、法令違反といいましても、違反の大小とかいうものがございしますので、ほんのささいな法令違反である場合、あるいは、法定違反の疑いにすぎない場合も、指定管理者の指定を取り消せば、たちまち患者さんに対してのいろんな迷惑というのがかかるわけでございますので、要するに、患者さんに迷惑をかけてまで、指定管理者の指定を取り消すに値するほどの非違行為なのかというふうに、非違行為かどうかということ判断すべきであって、ですから、具体的に法規に反するから即この条項に該当するんだというような、そういうストレートな話ではないということをもまず御理解いただきたいというふうに思います。

それで、例えばということで、大澤委員が書かれているものについて、若干のコメントをさせていただきますと。例えば、詐欺罪で地検に刑事告発された場合ということで書いてますけれども、告発というのは、あくまで、捜査機関の職権発動を促す行為、要するに起訴するということを促す行為でございますので、その段階で違法かどうかということが確定するわけではございません。告発だけなら一私人でもだれでもできますので、本当にその告発された内容が正当で、刑罰法規に該当するかどうかというのは、最終的に裁判所の判断をまたなければいけないので、告発されたという事実をもって、それだけで指定管理を取り消すというのは、大変時期尚早であろうというふうに思います。

それから、診療報酬の不正請求ということでございますけれども、これについても、不正請求の額とか、回数とか、程度とか、そういったことによって、判断すべき事項かなというふうに考えています。

それから、脱税とか、選挙違反ということについては、これも直接診療行為とはかわらないわけでございますけれども、法人の信頼性という点では、確かに問題をはらむ行為でございますけれども、これも事案の重大性にかんがみて、指定管理者の指定を取り消すほどの重大事項かというようなことを十分に慎重に判断して、患者さんにかかる迷惑等も考慮した上で、最終判断をすべきものであって、一概にこうだからこうというふうに言えるものではないというのが事務局の回答の趣旨でございますので、御理解をいただきたいと思います。

【関本委員長】 市長から今説明がありましたが、大澤委員、どうぞ。

【大澤委員】 実際にこういう事例があった場合に、指定の取り消しというのは、今も市長が言われたように、市民にすごく迷惑がかかることなんで、なかなかできないんです。特に、かなりの不正請求、1番に関しては1億円を超えるような看護師の水増し請求があったんですけども、それで返還命令、行政処分を、戒告ですけれども、戒告処分を受けておるんですけどね。そういう場合があったし、それから、2番目の場合は、保険医療機関の指定取り消し、それから担当したドクターの保険医の登録取り消し、5年間ですね、両方とも。それに相当するような行為をしておったんですけども、言い渡しのところでちょっとみ消されてしまったような事例があったんですけどね。そのときもそういう保険医療機関、5年間も取り消しということは、そういうことを意味しますので、患者さんに物すごく迷惑がかかりますので、なかなかできづらいんです。だから、指定管理者を選ぶときには、よほど慎重にやらないと、こういうことが起こってきますので、現実にはこれあったことなので、起こってきますので、指定管理者の選定というのはかなり難しいですね。そういう事例が今まであったようなところとは契約されない方がベターじゃないかとは思いますが。そういう意味で、こういうところにちょっと具体例を挙げさせていただいたんです。どことは言いませんけれども、こういう場合に絡むようなところが指定管理者としては不適切かなというところがございます。

金額を言えば、びっくりするような金額になりますので、この辺でとめておきますけれども、指定管理者を選ぶのは慎重にさせていただきたいということでございます。

【関本委員長】 大澤委員、今の市長の説明でよろしいでしょうか。とりあえずは、慎重にしてほしいという御意見ということですか。

【大澤委員】 私からの注文です。要望です。

【関本委員長】 それでしたら、ここに関して文言を変更すべきだという御意見は、梅川委員からの医療関連法規に違反する行為というのをに入れてほしいということはどうですか。先ほどの事務局の説明でよろしいでしょうか。

【梅川委員】 普通の病院でしたら、こういうことはあり得ないですね。故意にやるとか。だから、その辺はちょっと指定管理者を信用するという、良識があるということとで基本的にはやっているということ。

【関本委員長】 それでしたら、第37条はこれで、討論の結果、このままで特に問題ないということで、次、第39条にまいりたいと思います。

これも大澤委員からの御意見で、不可抗力関連で、不可抗力発生時の対応と、不可抗力による一部の業務実施の免除の条項が漏れているということですが、これに対して事務局からの回答がございましたが、大澤委員、これの回答でよろしいでしょうか。

【大澤委員】 甚だ不満です。この第39条のところは、不可抗力による指定取り消しということで、極端なんです。不可抗力があった場合、指定取り消しということで、これだけでいいのかというのがあって、それで、不可抗力発生時の対応、それから不可抗力による一部の業務実施の免除、そういう柔軟な対応といいますか、指定取り消しにするんだということじゃなしに、何とかそのところを切り抜ける努力、どうい

ふうに対応しないといけないか、不可抗力があった場合の影響を速やかに取らないといけませんので、早急な対応措置、それから損害とかを最小限にするような努力をしなければならぬというようなことをうたっておかないと、ちょっとこれだけでは、市として甲としては無責任なものになるかな、協定書になるかなと思います。だから、市の方は、不可抗力発生時の対応については「別表のリスク負担区分に掲載しております」と書いてあります。「重複を避けるために盛り込んでおりません」と書いてあるんですけど、このリスク負担区分では費用の面のみでありまして、その対応については書いてございませんので、やはりこれだけでは不十分、各リスク負担区分だけでは、何も効力を発揮しないんじゃないか。対応をどのように対応するかという、もう少し突っ込んで回答がないと無理があるんじゃないかと思います。

それから、不可抗力の一部の業務実施の免除、これも危惧しているのは小児科の運営に関して、ドクターが少ないですから、当初予定しておったものに積み上がっていかない、運営できないというような場合に、それじゃ指定取り消しというのじゃなくて、その辺は柔軟な対応が必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

【関本委員長】 大澤委員から、このような御意見ですが、ほかの委員から何かございますか。多分、不可抗力については、自然災害暴風雨による業務の休止、変更、延期、または臨時休業というふうに書いてますが、これもいろんな災害の程度によっていろんな被害の程度と休業の期間とか臨時休業の長さだとか、程度が違ってくるので、一概に書けないということでこのような形になっているとは思いますが、大澤委員は、もしこの文言を御自分の意見に合わせて書き直すとするるとどのような表現になることを想定していらっしゃるでしょうか。

【大澤委員】 どの部分ですか。

【関本委員長】 はい、この不可抗力関連で。

【大澤委員】 リスクのところですか。ここには書けないですよ、これしか。条項でないと書けないと思いますけど。

【関本委員長】 例えば、条項を作るとしたら、それはどのようなものですか。

【大澤委員】 だから、不可抗力が発生した場合には、その影響を早期に取るために、早急な対応が必要になりますよということ、そのように努力しますということと、市に対する損害を最小限にとどめますという、そういう努力をしますというような文言がやはり要るんじゃないですか。もし、不可抗力があっても指定取り消しというのは無責任ですね。市民に迷惑がかかりますので、先ほどの事例と同じですけども。それにならないような努力を、市民に迷惑がかからないような努力をしますよということをこの協定書に、基本協定書ですから、そういう基本的なことを書いておかないと基本協定書にならないですね。

【関本委員長】 それでしたら、大澤委員の御意見としては、恐らく不可抗力発生時には努力をしますというような内容であるということですね。

【大澤委員】 早急に対応して、損害を最小限に食いとめますという、市民に迷惑が

かからないようにいたしますというような、努力いたしますという、努力目標でしか書けないと思いますけども、そういう大きな面、具体的にはそういうのは書けないですけども。どんな場合も想定されるか分からないので、でも、そういう場合には、そういうふうに回復するように努力しますということで、基本協定書にうたっておかないと、具合が悪いと思います。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 今、大澤委員から申し出がありました条項というのは、他の自治体病院の、自治体と指定管理者との間の協定にも盛り込まれている例がございまして、この案を作る際に、事務局でも検討をいたしました。その他の自治体病院の例というのをちょっと御紹介させていただきますと、不可抗力発生時の対応といたしましては、「不可抗力により生じた費用は、甲乙協議により定めるものとする」ということでございます。これについては甲乙協議において定めるということですから、リスク分担表の最後でカバーされているのかなというふうに考えております。それから、不可抗力発生時の対応で、今、大澤委員がおっしゃったように、「不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にする努力をしなければならない」と。そういう規定がございまして、検討の結果、これを削除したのは、不可抗力が発生した場合に、不可抗力の影響を早期に排除すべく乙が措置をとるというのは、これは書いてなくても当然のことですし、不可抗力によって発生する損害を最小限にする努力をしなければならないというのも当然のことなので、削除した経緯がございまして。

それから、不可抗力により一部の業務実施の免除ということに関しては、「不可抗力の発生により、本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において、本協定に定める義務を免れるものとする」と、そういった条文が他の自治体病院の例ではあったんですけども、これも業務ができなくなった以上、当然、できないことの義務を負うというのがあり得ませんので、できないことの義務を免れるのは当然だろうということで、これも削除した経緯もございましてけれども、どうしても、注意的にこれを書くべきだという御意見が多ければ復活というか、書くことについても事務局なり市といたしましてもやぶさかではございませぬし、なくても当然のことばかりなので、なくてもいいというふうには思いますし、その辺は委員会の結論に委ねたいと思います。

【関本委員長】 市長から今のような説明がありましたが、大澤委員、市長の説明にあった今の文言というのは、大澤委員の意図したものと同じでしょうか。

【大澤委員】 市長が説明されて、書かなくても当然のことだから書いてないというのはおかしいので。基本協定書というのは、当然のことを書いてあるのが基本協定書でしょう。だれもが分かるように。その説明がちょっとおかしいですね。

【関本委員長】 市長が今、復活させてもいいとおっしゃった文言は大澤委員の意図されたものと一緒ですか。

【大澤委員】 前半はですね。それからあとは、例えば小児科のドクター、最初2名で、あとの1名は総合臨床医みたいな方で、3名でということですよ。その辺、本

来はもっといると思いますが、その体制でやろうと思えば、それが実現できなかった場合にはどうされるんですか。実現できないからといって指定取り消しという、この文言だったら指定取り消しになってしまいますので。もうちょっと柔軟な文言が入るものがないと、指定取り消しの目に遭う形になるかも分かりませんので、その辺もちょっと考えられて。もしくは、小児科医が2名、3名から、また増えないままで10年ぐらいいくといった場合に、どう対応されますか。何かペナルティーみたいなのを科するような形でいかれるのか、それとも指定取り消し、小児の二次輪番というのはこの生駒市立病院には一番必要なところになりますので、一番の欲しいところですので、それが実現できないという場合にどう対応されるんですか、ちょっと伺いたいと思います。

【山下市長】 今の御質問ですけれども、当初は小児科医2名でございますけれども、本日お配りしました生駒市病院事業計画の7ページをご覧くださいと思うのですが、そこの注の1に「ただし、開院3年をめぐりに小児科医師を1名増員することで小児救急の充実を図ります」ということでございまして、当初2名でスタートとして、3年目をめぐりに1名増員と。その後も必要に応じて増員をしていくというわけでございますけれども、医師の配置ということに関しては、さまざまな事情がございますので、規定どおりの医師が配置できなかったから、即指定管理の取り消しというようなこともまた市民、患者への影響を考えますといかがなものかと思っておりますので、その辺は相手方の対応がどこまで誠意を伴うものかといったことを十分吟味して判断すべき事項かなというふうに思っています。

つまり、そういう努力をする意向があるかないかとか、その辺の相手方の対応を見て総合的に判断するということになるかと思えます。

【関本委員長】 南委員。

【南委員】 今、大澤委員のおっしゃった小児科医の人数の問題に関しては、それを不可抗力というんですかね。私、そういうことを不可抗力による指定の取り消しという範疇ではないと考えます。

それと同時に、このことに関しては何度か申し上げましたが、奈良県の県立病院でも、医師が4名で33ベッドを対応している三室病院なんです。こういうところは、じゃ、どう考えたらいいのか。そのことに関しては、女性が多くなったからと先日大澤委員さんおっしゃってましたが、現実と理想論というのはまた同じことが繰り返されますので、この不可抗力という点においては、その小児科医師数に関しては私は外れていると思っているんですけれども。

【関本委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 第39条についてちょっと御提案をしたいんですけれども、この第1項「甲または乙は不可抗力の発生により本業務の継続が困難と判断した場合には」、その次ですね、「双方は本業務の速やかな回復について協議するものとする」と。そして、第2項で「その協議の結果やむを得ないと判断された場合には、甲は指定の取り消しを行う」と。ここで想定していることは、阪神淡路大震災のような巨大地震が起こって、病院施設に多大な被害が及んだ。これを原状復帰するには相当の費用がかかり、場合によると一部の診療科を閉鎖せざるを得ないというようなことが起こったときに

どうするかということが不可抗力だろうと僕は思うんですが、この文案では直ちに指定取り消しの協議を求めるということがどうも僕もひっかかるもんですから、第1項のところは、双方は本業務の速やかな回復について協議する。そして、第2項のところで協議したけれども、やむを得ないという場合には、一部の診療科を閉鎖するなり、場合によると、病院全体を閉鎖したり取り消したりということが起こると。こういうふうに解釈してはいかがでしょうか。

【関本委員長】 今、2つの意見というか、テーマに分かれてますが、1つは「不可抗力が発生したときに速やかに回復する努力をする」という文言を入れるべきだという大澤委員からの意見で、それに対して谷口委員が、第1項の部分を2つに分けて…。

【谷口委員】 いや、2つに分けるんじゃないくて、「相手方に対し指定取り消しの協議を求めることができるものとする」というところを削除して、それにかわって「双方は、本業務の速やかな回復について協議するものとする」という文言にかえてはいかがでしょうか。

【関本委員長】 それは、大澤委員の意見とはまた異なるということですね。

【谷口委員】 いや、一緒です。

【関本委員長】 ということは、「指定取り消しの協議を求めることができるものとする」という文言は要らないということですか。

【谷口委員】 それは第2項に入っています。

【大澤委員】 今、谷口委員がおっしゃったように、これは極端なんですよね。だから、そこに行くまでにすることがあるだろうということで、今、言われた意見でいいと思いますけども。

【関本委員長】 それでしたら、大澤委員、谷口委員よりその御提案がありました。もう1つは、先ほどの例えば、小児科の診療科の人数が満たない場合はというのがありますが、まず、これはおいておきまして、今の大澤委員と谷口委員の御提案に対して何かほかの委員から。

(「賛成です」の声あり)

【関本委員長】 それでは、事務局、今、大澤委員、谷口委員からの御意見で皆様に御賛同いただきましたので、この第39条の第1項「甲または乙は不可抗力の発生により本業務の継続等が困難と判断した場合は」、その後はどうなりますか、谷口委員。

【谷口委員】 これも運用を最終、事務局で考えられたらいいと思いますが、「双方は」あるいは「甲乙は、本業務の速やかな回復について協議するものとする」。

【関本委員長】 という文言にかえるという。

【谷口委員】 第2項以下は、そのままです。

何か事務局、不都合ありますか。

【山下市長】 そうしましたら、先ほども言いましたように、大澤委員御指摘の文言を入れることについてはやぶさかではございません。ただ、第39条自体は指定の取り消しということ、元々の章を見ますと、前のページ、7ページで、第9章「指定の取り消し」ということについての条文を集めた章になっておりまして、不可抗力発生時の対応とか、不可抗力による一部の業務実施の免除といったものについては、今の現行の第9章の中に入れるのはちょっと不適當だと思いますので、新たに1つ章を設けまして、不可抗力発生時の対応その他、指定の取り消しも含めまして、それをまとめて1つの章として条文化することを検討させていただきたいと思います。

ちょっと御協議いただきたいんですけれども、速やかに本業務の回復について協議をするということでございますけれども、大澤委員御提案の中の先ほどちらっとおっしゃった不可抗力発生時の対応の中で、「不可抗力が発生した場合、乙は不可抗力の影響を早期除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない」といった、不可抗力の発生を早期に食い止める措置というものを入れることになろうかと思いますが、それとは別に、業務の再開についての協議という条項を別途入れた方がいいという御趣旨でしょうか。

【関本委員長】 大澤委員。

【大澤委員】 今、谷口委員がおっしゃったように「双方は本業務の速やかな回復について協議を求める」というところに全部入ってきますので、この文言だけで十分だと思います。ただ、「不可抗力による指定の取り消し」というこの表題を「不可抗力発生時の対応」ということでかえていただいて、その中にいろいろ、最終的には指定取り消しも含んでもらっていいかと思いますが、それ、指定取り消しになるまでに努力を甲乙がしないといけませんので、市民に迷惑かからないような形での努力が必要ということで、今、谷口委員のおっしゃった文言で十分だと思います。

【関本委員長】 事務局、それでよろしいですか。

【山下市長】 そうすると、大澤委員が御指摘の不可抗力発生時の対応、不可抗力による一部の業務実施の免除という、その条項については先ほどの谷口委員御提案の修正ですべてカバーできるので、それで十分であるという、そういう御意見でいいのでしょうか。

【関本委員長】 それでしたら、第39条は今の大澤委員、谷口委員の御提案に従って事務局の方で文言を修正することになりました。

それでは、もう1つ、先ほど大澤委員の方から、小児科医が補充できない、3人目が来ないということは不可抗力に当たるのではないかという意見があって、それに対して、それは不可抗力というわけではないという南委員からの御提案がありましたが、安部委員、どうぞ。

【安部委員】 それは、南委員がおっしゃるとおりで、不可抗力ではありません。言葉の使い方が違うと思います。地震が起きれば、内科であろうが、外科であろうが、ハードが壊れているわけですから、全体が本気になる、そういう状況だと思うんです。何回も小児科医、小児科医とおっしゃいますけど、ここではそれは外れてます。

【大澤委員】 小児科医にこだわってるのは、医療審議会でも5名は必要だろうと、この体制では5名は必要だろうというようなことで指摘をされているにもかかわらず、指定管理者の徳洲会も最初は言うておりましたですけど、その意見に従ってしまったというところを引きずってますので、それで何遍も言うてるわけなんです。

【関本委員長】 それでは、第39条はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【関本委員長】 それでは、最後の第10章第40条に関してですが、大澤委員の方から第40条を次のように改めるべきだという御意見があります。

「基本的に改定を行わない。ただし、社会情勢または経済情勢の著しい変化等の特別な事情があるときは、甲乙協議により改定をすることができることとする」ということで、それに対して事務局より、「少なくとも3年ごとに見直さなければならない」と規定されていると。それなので、改定を行わないと明記すると双方に矛盾そごが生じる可能性があるという説明ですが、大澤委員、これでいかがですか。

【大澤委員】 この委員会で、基本協定書というのが一番トップに来るべきもので、その次に年度協定、その下に事業計画があるわけで、その基本協定書というのはおいそれと変えてはいけませんので、基本的には改定しないということを書いておかないといけないんです。そこのただし書きがありますので、変えることもやぶさかではないということ、そういうことをうたっておるんでありますけど、そこのところも「協定の改定をすることができることとする」と書いてあるんですけど。これ二重肯定になっているんですけども、「ことができる」でいいかなという気がしておるんですけど。「できることとする」というと、かなりできるんだというような強い意味になってしまいますんで、「することができる」ということでいいかなという気がいたします。

基本協定は基本的には改定しないと。ほかの年度協定、事業計画で柔軟に対応という。順番がちょっと違うんじゃないかと。基本協定が一番上に立つものでありますので、この協定書の中にも、第13条第2項、3ページのところですけども、第13条第2項「本協定、年度協定及び事業計画書の規定の間に矛盾または齟齬がある場合は、本協定、年度協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする」と書いてありますので、ちょっと皆さんというか、事務局側の方では事業計画書が一番上にあるんだというようなことを何遍もおっしゃるんですけども、ちょっと違うんじゃないかという気がいたします。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 今、大澤委員が御指摘の第13条第2項の事業計画書というのは第1項に書いていますように、それぞれの年度に提出いただくものでございまして、事務局が今まで説明しております基本協定よりも上位であるというのは、病院事

業計画でございます。条例に基づいて策定しなければならない。そして、それを3年ごとに見直さなければならないという形で条例で規定されておりますので、条例、そして病院事業計画というものが上位に、この基本協定より上位になるということでございますので、3年ごとに見直すということが条例上うたわれておりますので、ただ、見直さないかも分かりませんが、見直すということが条例上規定されておりますので、協定もそれに合わせて見直す必要があるということでございますので、こういう表現にしておるということでございます。

【関本委員長】 「病院事業計画」という言葉がいろんな使われ方をして、すっかり混乱してしまったのですが、大澤委員、今の説明でいかがですか。

【大澤委員】 何か混乱いたしますね、はい。

【井上委員】 事業計画と病院事業計画は違うということですか。

【大澤委員】 そういことです。

【関本委員長】 それでしたら、この第40条に関して、ほかの委員より意見はありますでしょうか。

特にないようなので、これをもちまして、基本協定書案の審議を終えたいと思いますが、皆様長らくお疲れさまでございました。この後、事務局、どのような運びになりますでしょうか。

大澤委員から発言があります。

【大澤委員】 終わりということなんですけれども、最後の10ページのところ、「甲乙」と記載してある、乙のところは、「医療法人徳洲会理事長」ということで入っておりますので、そこは取るという約束で、話がずっと進んでいますので、これは取った状況で、乙のところは白紙の状態で答申として提出していただきたい。このままでは提出していただきたくないということをちょっと言っておきたいと思います。

【井上委員】 それは納得です。

【関本委員長】 ジェネラルなものとして審議するということなので、たたき台というところで、これには、乙のところに徳洲会が入っていたと思うんですが、はい。

【大澤委員】 本来はおかしいですね。協定書に相手がちゃんと決まった上での話なので、話が逆に進んでいますので、その辺でちょっとおかしいことになってるんですけど、一応取るということで進めていますので、取っていただきたい、つけたまま提出していただきたくないと思います。

【関本委員長】 事務局、どうなりますか。取るということになりますか。
市長、お願いします。

【山下市長】 この基本協定案の審議に入る前にも申し上げましたけれども、相手方

が全く未知のまま協定案を作るということ自体は、余り審議の実がないので、一応、市としては、現在の指定管理者候補者を念頭に、そことある程度、八割方詰めた案をここでお出しをさせていただいておるわけですが、そういう大澤委員の御意向でしたら、ここの乙の欄については、議会の議決はまだ得てないということですので、空欄という形での答申でも結構でございます。

【大澤委員】 一番最初、1 ページのところで、「生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）」というところで、この医療法人徳洲会というのは、まだ市議会で指定管理者に認められていないので外すということで、一番最初にそういう約束でこの協定書を考えるということでしたので、一番最後も取ってしまうのは当然、そういう答申の形をとっていただきたいと思います。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 私の記憶では、文章からは外すというのではなくて、ここにはこう書いてあるけれども、それぞれの委員がそれぞれの相手をイメージして審議するというので、一応ここでの議論はまとまったというふうに私は認識をしておりますが、この協定案の文言自体に拘泥する実益もございませんので、削除することについてはやぶさかではございません。

【関本委員長】 それでは、医療法人徳洲会は削除する形で出すということに、恐らく委員の中ではそういう合意でこの協定書が審議されたと思いますので、そのようになります。

はい、山上委員。

【山上委員】 先ほど大澤委員もおっしゃった第13条第2項のところなんですけど、本協定、年度協定、事業計画書、この事業計画書というのは、今いただいたこの事業計画のことやと思ってたんですけども。

【山下市長】 とは別です。

【山上委員】 違うんですね。そうすると、これが一番上位であるということは間違いないですね。

【関本委員長】 市長、どうぞ。

【山下市長】 もっと上位なのは、病院事業計画というのは、設置条例に基づいて定めていますので、設置条例が最上位、次がその設置条例に基づいて定めている病院事業計画、そして、この基本協定、年度協定、年度協定に基づいて毎年出す事業計画書、そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

【山上委員】 そしたら、この何回だったか忘れましたが、説明していただいた本協定、この基本協定の方が年度協定より上ですよ。多分、そのとき逆を説明されたんです。本協定、年度協定、事業計画、事業計画書の方が上だという説明を受けたんですよ。これが一番上やったらその話は合うと思って私は納得したんですけども、そし

たら、この基本協定書の方が年度協定より上やということですね。

【関本委員長】 はい、どうぞ。

【安部委員】 私の方はずっとこの流れの話を聞いてましたけれども、誤って説明されたことは1回もないですよ。ただ、今さらおっしゃるんだから、多分受けとめ方が違っていたんです。おっしゃってる話と、副委員長が聞かれている、理解してるのと違ってたということですね。

【山上委員】 そうですね。

【安部委員】 でも、話は都度聞いてましたから間違っていないです。

【山上委員】 ここでそしたら確認ということで、下からいくと、事業計画、年度協定、本協定でこの生駒市病院事業計画、条例と、これでよろしいですね。分かりました。

【関本委員長】 事務局、お願いします。

【稲葉病院建設課長】 一応、審議は終了していただいたということで、できましたら今から、前回までの分はすでにまとめておりますし、本日の分も少し時間をいただければ、一応、たたきの案は作成できると思いますので、できましたら、本日それを確認していただいて、答申という形にさせていただけたらどうかと思うんですけども。

【関本委員長】 それでは、皆様、今から少しお時間をいただいて、すべての意見を反映させた答申案を作成ということで……。

【山下市長】 ちょっと11時過ぎるかもしれませんが、また別の日に集まってもらうことの……。ちょっと休憩していただいて。

【稲葉病院建設課長】 一応、目安としては、こちらとしてはやはり20分程度はちょうどいいと思います。ですから、11時10分ぐらいになるとと思いますが、済みませんが、よろしくお願いします。

【関本委員長】 済みません、それでしたら、11時10分まで休憩時間とさせていただきます。

(休憩)

【稲葉病院建設課長】 時間を取りまして申しわけございませんでした。

ただいま、お手元に配付させていただきましたのが、一応、答申案のたたきでございまして、これは事業計画書と同じで、諮問案に対する意見という形で答申をしていただくということになっておりますので、A4の横にしておりますが、今までの中で修正という形で全会一致になったもの、または意見が分かれて採決になったもの、その場合の多数意見と少数意見、そういう形で記載をさせていただいておりますので、

内容につきまして御確認をいただきたいと思います。

それと、本日の審議の中で、第39条のところでございます。一番最後の2ページでございますが、そこで修正案といたしまして、「甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は」の、この場では「双方は」というのが入ってございましたけど、主語が2つになりますので、それは事務的に省かせていただきましたので、よろしくお願いします。

【関本委員長】 皆さん、答申案について御確認いただきましたでしょうか。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【関本委員長】 それでは、この内容で全委員に確認がとれましたので、これをもって答申といたしたいと思います。

【稲葉病院建設課長】 ありがとうございます。

それでは、皆様のお手元の方の「案」を消しておいていただきまして、ただいまから委員長の方から市長に答申をしていただきますので、よろしくお願いします。

(関本委員長から山下市長に答申書を手交)

【稲葉病院建設課長】 ありがとうございました。

もう一度、今日は案を消していただいておりますけれども、もう一度案を除いたやつ、それと、諮問案に対する答申を反映した「案」という形で、比較したものをまた各委員さんに送らせていただきたいというふうに思っておりますので。そのときには、先ほど意見が出ましたように、相手方の名前を消させていただくと。諮問案の方はちょっと入っておりますけれども、答申を反映したところには、相手方は消させていただくという形で、後日送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に市長。

【山下市長】 昨年の秋以来、10回にわたります御審議、本当にどうもありがとうございました。

病院事業計画、そしてまた基本協定、いずれも活発な御議論をいただきまして、よい案ができたのではないかというふうに思っております。途中経過の中にはいろいろな出来事もございましたけれども、こういう形で病院事業計画、そして基本協定ともに最終答申まで至ったことは本当に感無量の思いでございます。本当にどうも、委員の皆様方ありがとうございました。

また、委員の皆様方には、引き続き今後とも市民のための市立病院にしていくために、今後とも大所高所からの貴重な御意見を賜りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお付き合いのほどお願いを申し上げます。

本当にどうもありがとうございました。

【稲葉病院建設課長】 それでは以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

—— 了 ——